介護サービス事業者の業務管理体制整備について

宮崎県長寿介護課　居宅介護担当

目的

介護サービス事業者に法令遵守の義務の履行を確保してもらうため、業務管理体制の整備を義務づけることにより、不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るものです。

事業者の責務

　事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所・施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

　また、検査時には対応が必要となります。

事業者が整備する業務管理体制の内容

事業所等の数	１以上２０未満	２０以上１００未満	１００以上
業務管理体制整備の内容	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（「法令遵守責任者」※１）の選任		
		業務が法令に適合することを確保するための規程（「法令遵守規程」）の整備	
			「業務執行の状況の監査」※３を定期的に実施

介護サービス事業者の業務管理体制整備について

届出が必要な場合

届出が必要となる事由	様式	記入要領・記入例
業務管理体制の整備に関して届け出る場合 （介護保険法第１１５条の３２第２項）	第１号様式	記入要領１
事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合 （介護保険法第１１５条の３２第４項） ※この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。	第１号様式	記入要領２
届出内容に変更があった場合 （介護保険法第１１５条の３２第３項） ※具体的には、①法人種別、名称、②主たる事務所の所在地、電話、ＦＡＸ、③代表者氏名、生年月日、④代表者の住所、職名、⑤事業所名称等及び所在地、⑥法令遵守責任者の氏名及び生年月日、⑦業務が法令に適合することを確保するための規程の概要、⑧業務執行の状況の監査の方法の概要	第２号様式	記入要領３

届出書の提出先

事業所等の所在状況	届出先
３以上の地方厚生局の管轄区域	厚生労働大臣
２以上の都道府県の区域、かつ、 ２以下の地方厚生局の管轄区域	事業所の主たる事務所が所在する都道府県知事
１の都道府県の区域	都道府県知事
うち、１の指定都市の区域	指定都市の長
うち、１の中核市の区域	中核市の長
１の市町村の区域 ※地域密着型サービス（予防を含む）に限る。	市町村長

業務管理体制の検査

（法第１１５条の３３）

（１）一般検査

・　業務管理体制の届出内容と整備・運用状況について、関係書類等の提出を求め計画的（概ね対象事業所を６年で全て実施）に行います。本県では、６年に１回書面で実施しています。

・　本年度に実施する一般検査の対象事業者に対して、県から通知を行います。通知が届いた事業者は、速やかに関係書類の提出をお願いします。

業務管理体制の検査
（法第１１５条の３３）

（２）特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当の事案が発覚した場合など、当該事業所等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況や当該事案への組織的関与の有無等を検証します。